様式第１号（第５条関係）

（表）

岡谷市がん治療アピアランスケアサポート事業助成金交付申請書兼請求書

年　　月　　日

岡谷市長　様

住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　氏名　　 　　　　（続柄　　　　）

|  |
| --- |
| 岡谷市がん治療アピアランスケアサポート事業実施要綱の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請及び請求をします。※太枠内を記載ください。なお、裏面の確認事項も必ず確認してください。 |
| 対象者 | フリガナ |  | 生年月日 |
| 氏名 |  |  | 　年　　月　　日（　　　歳） |
| 住所 | 〒電話番号　　　　　－　　　　－ |
| がんの治療状況（実績） | 医療機関名及び診療科 |  |
| 主治医名 |  |
| 治療方法 | □手術　□薬物治療　□放射線治療□その他（　　　　　　　　　　　　　　　） |
| がん治療を受けている又は受けたことを証する書類 | □診断書　□診療（入院）計画書　□診療説明書　□その他（　　　　　　　　　　） |
| 助成対象経費  | 補整具の区分 | 頭髪補整具 | 乳房補整具 | その他 |
| 右房用 | 左房用 |
| 補整具の内容及び購入年月日(領収書の日付)※複数ある場合はそれぞれ記載 |  |  |  |  |
| 領収書の名前及び本人との続柄 | 　　　　　　　　　　（続柄　　　　） | 　　　　　　　　　（続柄　　　　） | 　　　　　　　　　（続柄　　　　） | 　　　　　　　（続柄　　　　） |
| 購入費用計（税込） | 　①　　　　　　円 | 　④　　　　　　円 | 　⑦　　　　　　円 | 　⑩　　　　　　円 |
| 購入費用計の１／２の額 | 　②　　　　　　円（①の１／２の額、1,000円未満切捨て） | 　⑤　　　　　　円（④の１／２の額、1,000円未満切捨て） | 　⑧　　　　　　円（⑦の１／２の額、1,000円未満切捨て） | 　⑪　　　　　　円（⑩の１／２の額、1,000円未満切捨て） |
| 助成対象額 | 　③　　　　　　円（②又は20,000円のどちらか少ない方の額） | 　⑥　　　　　　円（⑤又は20,000円のどちらか少ない方の額） | 　⑨　　　　　　円（⑧又は20,000円のどちらか少ない方の額） | 　⑫　　　　　　円（⑪又は20,000円のどちらか少ない方の額 |
| **助成金交付申請金額**（※③、⑥、⑨、⑫の合計額を記入してください。） | **円**  |
| 振込先 | 金融機関名 | 銀行・信用金庫信用組合・農協 | 本店・支店支所・出張所 |
| 種別 | 普通・当座 | 口座番号 |  |  |  |  |  |  |  |
| （フ　リ ガ ナ）口座名義人 |  |
| ●振込先の口座名義人は、必ず**申請者の名義の口座**にしてください。 | 助成決定金額※この欄は、市で使用します。 | 円 |

　（添付書類）

① 市内に住所があることが分かる書類又は本人確認ができる書類

② がんの治療（手術、薬物治療、放射線療法等）を受けたこと又は現に受けていることが確認できる書類の写し

③ 補整具の購入に係る領収書及び明細書の写し（購入日、購入金額、金額内訳、宛名（申請者の氏名）、領収書発行者名、購入した補整具等の品名（ウィッグ購入費、乳房補整パッド購入費等）等の記載のあるもの）

④ 交付申請者の振込先指定口座の名義人、口座種別、口座番号及び支店名がわかる預金通帳の写し（通帳表紙裏の見開きのコピー等）

⑤ 上記に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

　（裏）

**確認事項**（以下の確認事項の該当するものに☑又は記載してください。）

□１　過去に県内の他の市町村から今回申請する補整具の区分での助成は受けていません。

　　　□はい　□いいえ

□２　今回申請する補整具は、他の都道府県や他の都道府県市町村から助成を受けていません。

　　　□はい　□いいえ

３　期間内に申請できなかった理由は、以下のとおりです。（購入した日が４月１日から２月末

の場合で、やむを得ない事情に限る。）

（該当する場合のみ記載）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **◎注意事項**※　助成金交付の可否は、文書で通知します。※　書類に不備がある場合、助成金を交付できないことがありますので、ご注意ください。※　助成対象経費、助成金の額及び助成回数は、以下のとおりです。附属品、ケア用品及び購入にかかった経費（購入のために要した交通費及び郵送費等）は、対象外となります。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 助成対象経費 | 助成金の額 | 助成回数 |
| 頭髪補整具 | ウィッグ、装着用ネット、毛付き帽子の購入費の合計 | 助成対象経費の額に２分の１を乗じて得た額（当該額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とし、２万円を上限とする。） | １回 |
| 乳房補整具 | 補整パッド、補整下着、専用入浴着、人工乳房の購入費の合計 | 助成対象経費の額に２分の１を乗じて得た額（当該額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とし、２万円を上限とする。） | 右房、左房ごとに１回 |
| その他 | エピテーゼ（補整用人工物）の購入費の合計 | 助成対象経費の額に２分の１を乗じて得た額（当該額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とし、２万円を上限とする。） | １回 |

　　　※申請は、補整具を購入した日（領収書の日付）が４月１日から翌年２月末までの場合は補装具を購入した日の属する年度の２月末まで、３月１日から３月末までに購入した場合は、補整具を購入した日の属する年度の翌年度の４月から２月末までに行ってください。◎個人情報の取り扱いについて得られた個人情報は、助成金の交付事務及び岡谷市のがん対策の推進に必要な用途（施策の立案や調査及び分析等）以外には使用しません。また、厳重に管理し、漏えい、不正流用、改ざん等の防止に適切な対策を行います。 |